

国立大学法人和歌山大学役員退職手当規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 47 号
最終改正 平成30年1月31日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学の役員（非常勤の役職の役員を除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条第1項及び第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 当分の間、前項の規定による退職手当の額は、同項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第4条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。

3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続き役員となるため退職をし、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合におい

役員退職手当規程

ては、別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

（教職員との在職期間の通算）

- 第5条 役員が、引き続いて教職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 役員が引き続いて教職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた教職員としての在職期間を含むものとする。

（教職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

- 第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続いた在職期間を教職員退職手当規程第9条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定を準用して算出した支給率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

（再任等の場合の取扱い）

- 第7条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給）

- 第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に支給するものとし、本人が死亡したときは、その遺族に支給するものとする。ただし、役員が国立大学法人法第17条第2項の規定により解任されたとき（同条第1項の規定により解任されたときを除く。）は、退職手当は支給しない。

（退職手当の返納等の取扱い）

- 第9条 退職手当の返納等の取り扱いについては、退職手当法第12条第1項本文、第13条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第5項、同条第6項、同条第7項、第14条第1項1号、同第3号、同条第2項、第15条第1項1号、同第3号、同条第3項、同条第4項、第16条第1項、同条第2項、第17条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第6項、及び同条第7項の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。

（遺族の範囲及び順位）

- 第10条 第8条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって

生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあつては、前項各号の号数の昇順とし、第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあつては、当該各号に掲げる順によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第13条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第577号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第919号)

この改正規程は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成20年12月26日法律第95号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1394号)

1 この規程は、平成25年3月22日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

2 改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」に、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」にそれぞれ読み替える。

附 則 (平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2027号)

この改正規程は、平成30年1月31日から施行する。